

成田空港におけるオンボード・クーリエ貨物の旅具通関扱いについて

蔵関第 650 号

昭和 62 年 6 月 19 日

改正 蔵関第 1243 号

昭和 63 年 12 月 30 日

標記のことについて、別紙(1)のとおり A 税関長からりん議があり、別紙(2)のとおり回答したので、了知ありたい。

関税局長回答

昭和 62 年 6 月 16 日付 A 視第 22 号をもってりん議のあった標記のことについては、貴見のとおり取扱って差し支えない。

ただし、昭和 64 年 4 月 1 日以降、同りん議の別紙記の 1 の(1)及び(2)中「無税」とあるのは「関税及び消費税が無税又は免税」と読み替えるものとする。

A 税関長りん議

近年、航空貨物については、オンボード・クーリエ貨物及び小口急送貨物の急速な進展にみられるように、その運送形態は多様化の傾向にあり、これらの貨物に対する通関処理体制も国際物流のニーズに的確に対応する必要性が生じてきている。

特に、オンボード・クーリエ貨物については、そのほとんどが迅速な通関を要求される業務用書類等であることから、これらの貨物に対する通関手続きについては、別紙「成田空港におけるオンボード・クーリエ貨物の旅具通関扱いについて」により処理することとしたいと当関は考えているが、関税法基本通達 67 - 4 - 7 (旅具通関扱いをする輸入貨物) 同 67 - 4 - 8 (旅具通関扱いをする貨物の輸入申告) 等との関連もあり、何分のご指示を得たくりん議します。

なお、本件に関しては、D 税関とも協議を行ったものであることを申し添えます。

別 紙

成田空港におけるオンボード・クーリエ貨物の旅具通関扱いについて

記

1 旅具通関扱い貨物の範囲

成田空港において旅具通関扱いができるオンボード・クーリエ貨物は、下記 2 に掲げる「オンボード・クーリエ貨物取扱計画書」を提出したオンボード・クーリエ会社の運送人が、航空旅客として携行することにより運搬が行われる貨物のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 船積書類、契約書、報告書等無税の書類

(2) その他無税の印刷物、写真、図表及びこれらに類するもの

ただし、同一時間帯に上記(1)又は(2)の貨物が大量に到着し、旅具検査場内における旅客の通関手続きに著しい支障が生じるおそれがある場合には、成田貨物地区において、業務通関扱いとして取扱うことができるものとする。

なお、上記(1)及び(2)に掲げる貨物以外のオンボード・クーリエ貨物については、成田貨物地区において、業務通関扱いとして取扱うものとする。

2 オンボード・クーリエ貨物取扱計画書の提出

オンボード・クーリエ貨物を継続して輸出入しようとするオンボード・クーリエ会社は、成田税関支署統括監視官（総括部門担当）に対し、次の事項を記載した「オンボード・クーリエ貨物取扱計画書」（輸出入別）を提出しておくものとする。

- (1) 会社名
- (2) 仕向地
- (3) 仕出地
- (4) 発着スケジュール
- (5) 取扱品名
- (6) 運搬具の形態
- (7) 取扱通関業者名
- (8) その他参考となる事項

3 オンボード・クーリエ貨物旅具通関（輸入）手続き

(1) 輸入申告

オンボード・クーリエ貨物の品名、数量、価検、荷送人、荷受人等、別紙様式による明細書に、旅具通関扱い貨物とそれ以外の貨物とが区分できるように明確に記載させ、統括監視官（旅具通関部門担当）に提出させる。

なお、オンボード・クーリエ会社が明細書の内容を記載した送り状等を作成しているときには、旅具通関扱い貨物とそれ以外の貨物とが区分できるように明確に記載されている場合に限り、それによることとして差し支えないものとする。

(2) 運搬具（クーリエ袋等）の使用

イ オンボード・クーリエ貨物に使用する運搬具（クーリエ袋又はこれに類する容器。以下、「クーリエ袋等」という。）は、予め、オンボード・クーリエ会社から提出された「オンボード・クーリエ貨物取扱計画書」に記載した運搬具（オンボード・クーリエ会社名を明示したクーリエ袋等）を使用させるものとする。

ロ 運搬具（クーリエ袋等）は、旅具通関扱い貨物とそれ以外の貨物とは別袋を使用させることとし、両者を識別できるよう、色分けさせるものとする。

なお、クーリエ袋等の色分けが困難な場合は、タグ等によりその区分を明示させるものとする。

4 オンボード・クーリエ貨物の旅具通関（輸出）手続き

(1) 輸出申告

別紙様式に定める明細書を、統括監視官（旅具通関部門担当）へ提出させる。

なお、オンボード・クーリエ会社が明細書の内容を記載した送り状等を作成している場合には、それによることとして差し支えないものとする。

(2) 運搬具（クーリエ袋等）の使用

オンボード・クーリエ貨物に使用する運搬具は、上記 3 (2)に従って行うものとする。

5 適用の停止

オンボード・クーリエ会社が上記 2 により予め提出した「オンボード・クーリエ貨物取扱計画書」に記載する以外の貨物を混入する等本取扱いの要件を充足しないことになったときは、当該オンボード・クーリエ会社に対する本取扱いの適用を停止することができるものとする。